

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ お客様に配るうちの作成費

Q : 当社は食品のスーパーを営んでいます。先週、近所の神社の夏祭りに、スーパーの店名入りのうちのを、お客様にお配りしました。

このうちの作成費用も交際費として計上する必要がありますか？

A : 交際費として、計上する必要はありません。

【解説】

会社が、得意先などに対して物品を贈与するための支出は交際費として計上しますが、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用については、広告宣伝的効果がある上に、少額であることから、交際費からは除かれることとされています。

この場合の「その他これらに類する物品」とは多数の者に配布することを目的として主として広告宣伝的効果を意図する物品で、その価額が少額であるものをいいます。

具体的には、社名入りの筆記用具やコップ等の雑貨類、また1000円ぐらいまでであれば社名入りテレホンカードなどもこれに入ります。

したがって、御社のうちの作成費も交際費でなく広告宣伝費等として計上することができます。

なお、そのうちのが余り、来年も使用するのであれば、当期の決算で余ったうちの作成費に相当する金額を、貯蔵品として資産計上する必要がありますのでご注意下さい。

